

随意契約理由書

件 名	各所電動弁操作機修理
契約の相手方	西部電機株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

随意契約の理由

前年度実施の電動弁操作機点検（4年ごと）結果に基づき必要な修理を行うものである。

(1) 本業務対象の設備・機器は、上記契約の相手方が製作を行ったものである。本作業は、機器の内部点検、調整を行うため、製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術を要し、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施不可能である。

以上により、本作業の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に履行できる者は、上記契約の相手方以外には無いため、随意契約をするものである。

担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所	(電話番号 361-7285)
----------------	------------	------------------